

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	寝屋川市 住民基本台帳に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寝屋川市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

寝屋川市長

公表日

令和5年9月21日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の内容	<p>市区町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市区町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。</p> <p>住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、市区町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに、行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市区町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。</p> <p>また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。</p> <p>市区町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、削除又は記載の修正及び本籍地市町村に対する通知 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市区町村に対する通知 ⑤本人若しくは同一の世帯に属する者又は第三者からの請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更及び個人番号の変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認</p> <p>なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令により機構に対し、事務の一部を委任する。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。</p>
③対象人数	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p>[10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	既存住民基本台帳システム(住基GWシステム含む)(以下「既存住基システム」という。)
----------	--

<p>②システムの機能</p>	<p><既存住基システム> ①住民基本台帳管理機能 異動処理及び異動入力された個人データを住民基本台帳として記録する ②通知機能 住民票コード通知書の発行 ③証明書発行機能 住民票の写し、記載事項証明書等の各種証明書の発行 ④住基GWシステム連携機能 本人確認情報の連携、転出証明書情報等の市町村間の通知、個人番号の要求及び個人番号通知書の送付先連携、文字同定 ⑤庁内連携機能 庁内の各システムで、住登者を基礎データとして利用するための、宛名システム、他システム等への連携 ⑥庁外連携機能 住基ネット、法務省等と庁外との各種通知情報の收受を行う</p> <p><住基GWシステム> ①既存住基システム連携機能 本人確認情報の連携、転出証明書情報等の市町村間の通知、個人番号の要求及び個人番号通知書の送付先連携 ②住基ネット連携機能 本人確認情報、個人番号の要求及び個人番号通知書の送付先の連携、転入通知・戸籍附票通知・転出証明書情報等の市町村間の通知 ③法務省情報連携端末連携機能 法務省通知情報の取込及び市町村通知情報の作成を行う ④文字同定機能 住基ネットと既存住基システムとの文字同定や法務省情報連携端末との文字コード変換</p>
<p>③他のシステムとの接続</p>	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (番号連携サーバ、証明書コンビニ交付システム)</p>
<p>システム2</p>	
<p>①システムの名称</p>	<p>住基ネットCS(住基ネットコミュニケーション・サーバ)</p>
<p>②システムの機能</p>	<p>①本人確認情報の更新 既存住基システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を基に本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 ②本人確認 特例転入処理、住民票の写しの広域交付等を行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を基に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 ③個人番号カードを利用した転入(特例転入) 個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。) ④本人確認情報検索 統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別及び生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ⑤機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 ⑥本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 ⑦送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置及び管理する個人番号カード管理システムに通知する。 ⑧個人番号カード管理システムとの情報連携</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル (2) 本人確認情報ファイル (3) 送付先情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写しの交付等の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第二における情報照会の根拠) : なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない。)
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民サービス部戸籍・住基担当
②所属長の役職名	市民サービス部課長(戸籍・住基担当)
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民基本台帳ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	・寝屋川市に住所を有する者又は有していた者の一部 ・住民基本台帳法に登録されている者のうち、個人番号を有する者 (平成27年10月の番号法施行日時点で住民である者、それ以後の届出・通知により住民となった者)
その必要性	住民に関する市町村事務の処理の基礎として利用する。 ・住基法第7条において、住民基本台帳の記載項目と規定されているため。 ・番号法第19条 別表第2の事務において、符号の取得に利用するため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (選挙関係情報)
その妥当性	住民基本台帳法第7条に規定する住民票の記載事項であるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年8月1日
⑥事務担当部署	市民サービス部戸籍・住基担当

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (地方公共団体情報システム機構) <input checked="" type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (市町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
③使用目的 ※	住民基本台帳の整備	
④使用の主体	使用部署	市民サービス部戸籍・住基担当
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	1 住民基本台帳への個人番号の記載及び住民票の写しなどの証明書への個人番号の記載 2 本人への個人番号の通知(個人番号通知書を発行する機構への情報連携) 3 再転入時等の同一人であることの識別キーとしての利用 4 住民基本台帳ネットワークへの本人確認情報の連携、転出証明書情報などの市町村の通知、個人番号の要求、個人番号通知書情報の送付 5 番号法第9条に基づく個人番号の利用	
	情報の突合	窓口業務において本人確認書類に通知カード、個人番号カードが使われた際に個人番号で単件検索を行う。
⑥使用開始日	平成27年10月5日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	既存住基システムの保守・運用	
①委託内容	既存住基システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (59) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (51) 件 [] 行っていない
提供先1	別紙提供先一覧のとおり
①法令上の根拠	別紙のとおり
②提供先における用途	別紙のとおり
③提供する情報	別紙のとおり
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	別紙のとおり
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	平成27年10月5日

移転先1	別紙移転先一覧のとおり
①法令上の根拠	別紙のとおり
②移転先における用途	別紙のとおり
③移転する情報	別紙のとおり
④移転する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	別紙のとおり
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	平成27年10月5日
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	生体認証による入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバラックは鍵で施錠されており、また、サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証で厳重に管理している。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民基本台帳ファイル

1. 宛名番号、2. 住民票コード、3. 個人番号、4. 世帯番号、5. 氏名情報、6. 生年月日、7. 性別、8. 続柄、9. 住民となった年月日住民となった届出年月日、10. 住所を定めた事由、11. 住民区分(日本人、外国人)、12. 世帯主情報、13. 現住所情報、14. 住所を定めた年月日 住所を定めた届出年月日、15. 前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報、16. 本籍・筆頭者情報、17. 備考欄履歴情報、18. 事実上の世帯主情報、19. 消除情報、20. 外国人住民となった年月日(外国人住民のみ)、21. 国籍(外国人住民のみ)法30条45規定区分(外国人住民のみ) 在留カード等の番号(外国人住民のみ) 在留資格情報(外国人住民のみ)、22. 通称(外国人住民のみ) 通称の記載と削除に関する事項(外国人住民のみ)、23. 個別記載情報(国保資格情報、国民年金資格情報、児童手当資格情報、介護資格情報、後期高齢資格情報)、24. 転出予定者情報 除票住民票情報、25. 証明書発行履歴情報 異動履歴情報、26. 住基カード発行状況 個人番号カード等情報 在留カード等情報、27. 処理停止情報、28. 印鑑登録情報 印影情報 印鑑登録異動履歴 印鑑証明書発行履歴、29. 旧氏情報(旧氏カナ、旧氏漢字、ローマ字氏名)

(2) 本人確認情報ファイル

1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏 漢字、38. 旧氏 ふりがな

(3) 送付先情報ファイル

1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字 外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン、62. ローマ字 氏名、63. ローマ字 氏名更新フラグ

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき、住民基本台帳に記録された住民を指す。) ※ 住民基本台帳に記録されていた者で、転出、死亡等の事由により住民票が削除された者(以下「消除者」という。)を含む。
その必要性	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理及び提供する必要があるため。
④記録される項目	[10項目以上50項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	1個人番号、4情報その他住民票関係 住基ネットを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年8月1日
⑥事務担当部署	市民サービス部戸籍・住基担当

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (自部署)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存住基システム)	
③使用目的 ※	住基ネットを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新、管理及び提供する。	
④使用の主体	使用部署	市民サービス部戸籍・住基担当
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住基システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住基システム→住基ネットCS)、受領した情報を基に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する(住基ネットCS→都道府県サーバ)。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し、確認することで本人確認を行う(個人番号カード→住基ネットCS)。 ・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別及び生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル(都道府県サーバ)及び機構保存本人確認情報ファイル(全国サーバ)と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する(住基ネットCS→都道府県サーバ/全国サーバ)。
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データ及び本人確認情報ファイルを、住民票コードを基に突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カード及び本人確認情報ファイルを、住民票コードを基に突合する。
⑥使用開始日	平成27年10月5日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	住基ネットCSの保守・運用	
①委託内容	住基ネットCSのアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリング、帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査等	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (2) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	大阪府知事
①法令上の根拠	住基法第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)
②提供先における用途	・市区町村から受領した住民の本人確認情報の変更情報(当該提供情報)を基に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。・住基法に基づいて本人確認情報の提供及び利用等を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由及び異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時
提供先2	都道府県及び地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	住基法第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容(当該提供情報)と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由及び異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	必要に応じて随時(1年に1回程度)

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

生体認証による入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバラックは鍵で施錠されており、また、サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証で厳重に管理している。

7. 備考

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す)
その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者に対しては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [<input type="radio"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="radio"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="radio"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="radio"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="radio"/>] その他 (個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報)
その妥当性	1個人番号、4情報、その他住民票関係情報 個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 2その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) 機構に対し、法令に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月5日
⑥事務担当部署	市民サービス部戸籍・住基担当

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (自部署)	
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (既存住基システムから個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて委任する機構に対し、提供する(既存住基システム→市区町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。)	
③使用目的 ※	法令に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	
④使用の主体	使用部署	市民サービス部戸籍・住基担当
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	既存住基システムから個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて委任する機構に対し、提供する(既存住基システム→市区町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	
情報の突合	既存住基システムから入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する(最新の4情報等であることを確認する)ため、機構(全国サーバ)が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。	
⑥使用開始日	平成27年10月5日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	既存住基システム、住基GWの保守・運用	
①委託内容	住基ネットCSのアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリング、帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査等	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない
提供先1	地方公共団体情報システム機構(機構)
①法令上の根拠	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)
②提供先における用途	市区町村からの法令に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同上。
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [<input checked="" type="checkbox"/>] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)
⑦時期・頻度	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

生体認証による入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバラックは鍵で施錠されており、また、サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証で厳重に管理している。

7. 備考

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名

(1) 住民基本台帳ファイル

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

リスク： 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出の窓口において届出内容及び本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・届出書をシステムへ入力後、異動届とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。 ・住基ネットを通じての入手は対象者以外の情報を入手できないよう、仕組みとして担保されている。 ・対象一覧画面には、個人番号を表示しない設定とし、不用意な閲覧が行われないようにする。 <p>2 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出書に記載された情報以外は入力できない仕組みとなっている。 ・届出書をシステムへ入力後、届出書とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。 ・住基ネットを通じての入手は対象者以外の情報を入手できないよう、仕組みとして担保されている。 ・個人番号利用業務以外から住民情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供する。 ・個人番号が含まれるファイルに対し、目的を超えた入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、アクセスログを取得する。
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	---

特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- 不適切な方法で入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容

 - ・住民異動届出においては、住基法第27条の規定に基づき書面にて本人又は代理人による届出のみを受領することとし、受領の際は必ず本人又は代理人の本人確認及び委任状の確認を行うこととしている。
 - ・システムを利用する必要がある職員を特定し、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を実施する。また、認証後は利用機能の認可機能により、当該ユーザーがシステム上で利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策をしている。
- 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

(1) 入手の際の本人確認の措置の内容

 - ・窓口において対面で本人確認書類の提示を受け、本人確認を行う。
 - ・通知カード(番号法第7条)、個人番号カード(同法第17条)の提示を受け、本人確認を行う。
 - ・写真入りの官公庁発行の身分証明書となるものの提示を求める。
 - ・写真入りの官公庁発行の身分証明書を保有していない場合、写真なしの官公庁発行の資格証(保険証等)と住基情報等の聞き取りを行う。

(2) 個人番号の真正性確認の措置の内容

 - ・個人番号カード等の提示を受け、本人確認を行う。
 - ・出生等により新たに個人番号が指定される場合や転入の際には個人番号カード又は通知カード及び法令により定められた身分証明書の組合せの提示がない場合は、住基ネットにて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。
- 入手の際に特定個人情報が漏洩・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容

 - ・住民からの届出書については、特定個人情報の漏洩及び紛失を防止するため、入力及び照合した後は、鍵付きの書庫に保管する。
 - ・既存住基システムは住基ネット以外とは外部接続できない仕組みである。
 - ・住基ネットでの通信は、全て専用回線及び専用交換装置で構成されたネットワークシステムを介して行い、また、通信を行うごとに意図した通信相手に接続されたことを相互に認証する仕組みを採用している。

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号利用業務以外から住民情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。 ・他業務からアクセスされる住民情報の基本情報を保持する住民マスタと、特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理している。
--------------	---

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[行っている]	<選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳システムを利用する必要がある職員、派遣者、委託先の特定、また、個人番号の照会を可能とする対象者、不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。 	
その他の措置の内容	なりすまし防止策への対応として、一定時間経過で自動ログアウトする仕組みを実装している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>1 職員等が事務の目的外で使用する使用するリスクに対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムの操作履歴(捜査ログ)を記録する。 ・担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ・システム利用職員へ、目的外利用の禁止等について指導する。 <p>2 使用の際の漏洩のリスクに対する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり、本人確認情報を表示させない。 ・総合端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。 ・画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲に留める。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。 		

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者の制限 ・更新者を制限・特定個人情報の提供の禁止 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う。 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		
その他の措置の内容	<p>1 情報保護管理体制の確認 委託先の社会的信用及び能力を確認する。具体的には、要領、手順書等に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認し、その記録を残す。</p> <p>2 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 作業者を限定するために、委託業者の名簿を提出させる。 閲覧／更新権限を持つ者を必要最小限にする。 閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 閲覧／更新の履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。</p> <p>3 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受け、その記録を残す。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法第3条第1項(基本理念)及び第8条(個人番号とすべき番号の生成)等の規定に基づき、厳格な運用を行う。なお、特定個人情報の提供・移転に係るルール(規定類)の詳細については、政省令等の内容を踏まえて策定済	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 ・媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力(書き込み)の際に職員の立会いを必要とする。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[○] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会などを抑止する。</p> <p><番号連携サーバの運用における措置> ①番号連携サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供ネットワークシステムの情報照会機能(※1)により、情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2)番号法の規則に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p> <p><中間サーバーの運用における措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<番号連携サーバのソフトウェアにおける措置>

- ①番号連携サーバの職員認証・権限管理機能により、ログイン時の職員認証のほか、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等の記録が実施されるため、不適切な端末操作や情報照会・情報連携を抑制する。
- ②番号連携サーバは自機関向けの間接サーバとだけ通信し、特定個人情報の入手・提供のみを実施するよう設計されるため、安全性が担保されている。
- ③番号連携サーバと自機関向けの間接サーバの間は、通信を暗号化することで安全性を確保している。

<番号連携サーバの運用における措置>

- ①番号連携サーバの職員認証・権限設定において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

<中間サーバ・ソフトウェアにおける措置>

- ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻及び操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

<中間サーバ・プラットフォームにおける措置>

- ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。
- ②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。
- ③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

<中間サーバの運用における措置>

- ①中間サーバの職員認証・権限管理において、人事異動や権限変更等が生じた場合は、人事情報を適宜反映することで、その正確性を担保している。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	データバックアップを毎日実施し、バックアップデータは保管している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

--

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳事務に関する関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。
10. その他のリスク対策	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置 本人確認情報の入手元は既存住基システムに限定されるため、既存住基システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。</p> <p>2 必要な情報以外を入手することを防止するための措置 平成14年6月10日総務省告示第334号（第6ー7 本人確認情報の通知及び記録）等により市区町村CSにおいて既存住基システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>1 宛名システム等における措置 住基ネットCSと宛名管理システム間の接続は行わない。</p> <p>2 事務で使用するその他のシステムにおける措置 庁内システムにおける住基ネットCSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと住基ネットCS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。なお、住基ネットCSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、住基ネットCSが設置されたセグメントにあるネットワーク機器には権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策（物理的なアクセス制限等）を講じる。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている]</p> <p><選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・生体認証による入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。サーバラックは鍵で施錠されており、また、サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証で厳重に管理している。 ・ユーザ認証については、生体認証（手のひら静脈認証）を採用している。
その他の措置の内容	<p>1 従業者が事務外で使用するリスクへの措置 システムの操作履歴（操作ログ）を記録する。 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 職員以外の従業者（委託先等）には、当該事項についての誓約書の提出を求める。</p> <p>2 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 システム上、管理権限を与えられた者以外の者は情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。</p>

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
その他、特定個人情報の使用にあたり、次の措置を講じる。 ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲に留める。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。		

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

相手方(都道府県サーバ)と住基ネットCSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。

2 誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置

システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供することを担保する。また、本人確認情報に変更が生じた際には、住基ネットCSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック(例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする)がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。

3 誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置

相手方(都道府県サーバ)と住基ネットCSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳事務に関する関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。
10. その他のリスク対策	

<p>その他の措置の内容</p>	<p>1 従業者が事務外で使用するリスクへの措置 システムの利用履歴(操作ログ)を記録する。 担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 職員以外の従業者(委託先等)には、当該事項についての誓約書の提出を求める。</p> <p>2 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>その他、特定個人情報の使用に当たり、次の措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く。 ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる。 ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る。 	

特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

1相手方(個人番号カード管理システム)と住基ネットCSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。

2誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置

システム上、既存住基システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供・移転することを担保する。

3誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置

相手方(個人番号カード管理システム)と住基ネットCSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>・住基ネット関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。・住基ネットの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。</p>
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	総務部 総務課 〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1番1号 072-825-2195
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	市民サービス部戸籍・住基担当 〒572-8555 大阪府寝屋川市本町1番1号 072-825-2215
②対応方法	問合せ時に問合せ受付票を起票し、問合せに対する対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和4年10月12日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年11月29日	所属長	三木 徹男	林 幹雄	事後	
平成28年11月29日	Ⅱ(1)－2－④記録される項目	その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報)	その他(通知カード及び個人番号カード交付申請書の送付先の情報)	事後	
平成28年11月29日	Ⅱ(1)－5		提供先の追加(別紙のとおり) 移転先の修正・追加(別紙のとおり)	事前	
平成28年11月29日	Ⅱ(3)－2－⑤保有開始日	平成27年1月予定	平成27年8月1日	事後	
平成28年11月29日	I-2-システム1		「③他のシステムとの接続」「その他」に「証明書コンビニ交付システム」を追加	事前	
平成28年11月29日	I-2「特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」		システム4の次に「システム5 証明書コンビニ交付システム」を追加	事前	
平成28年11月29日	Ⅱ(2)－4「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」		委託事項1の次に「委託事項2 証明書コンビニ交付システム」を追加	事前	
平成28年11月29日	Ⅲ—2「リスクに対する措置の内容」		<ul style="list-style-type: none"> ・「1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」に「対象者一覧画面には、個人番号を表示しない設定とし、不用意な閲覧が行われないようにする。」を追加 ・「2 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容」に「個人番号利用業務以外から住民情報の要求があった場合は個人番号が含まれない情報のみを提供する」及び「個人番号が含まれるファイルに対し、目的を越えた入手が行われているおそれがないかなどを確認するため、アクセスログを取得する」を追加 	事前	
平成30年1月31日	I-2-システム1 ①システムの名称	既存住民基本台帳システム(以下「既存住基システム」という。) ・住基GWシステム(住基ゲートウェイシステム)	既存住民基本台帳システム(住基GWシステム含む)(以下「既存住基システム」という。)	事後	

<p>平成30年1月31日</p>	<p>I-2-システム1 ②システムの機能</p>	<p>〈既存住基システム〉 ①住民基本台帳管理機能 異動処理機能及び異動入力された個人データを住民基本台帳として記録する機能 ②通知機能 住民票コード通知書の発行機能 ③証明書発行機能 住民票の写し、記載事項証明書等の各種証明書の発行機能 ④住基ネット連携機能 住基ネットへの本人確認情報の連携機能、転出証明書情報等の市町村間の通知機能、個人番号の要求機能及び通知カードの送付先連携機能 ⑤庁内連携機能 庁内の各システムで、住登者を基礎データとして利用するための、宛名システム、他システム等への連携機能 ⑥庁外連携機能 住基ネット、法務省等との庁外とのデータ連携を行い、各種通知情報の収受を行う機能 〈住基GWシステム〉 ①住基ネット連携機能 住基ネットへの本人確認情報の連携機能及び転入通知・戸籍附票通知・転出証明書情報等の市区町村間の通知機能 ②在留カード等発行システム連携機能 在留カード等発行システムと連携し、法務省通知情報の取込及び市町村通知情報の作成を行う機能 ③文字同定機能 住基ネットと既存住基システムとの文字同定や在留カード等発行システムとのデータ連携時の文字コード変換機能</p>	<p>〈既存住基システム〉 ①住民基本台帳管理機能 異動処理及び異動入力された個人データを住民基本台帳として記録する ②通知機能 住民票コード通知書の発行 ③証明書発行機能 住民票の写し、記載事項証明書等の各種証明書の発行 ④住基GWシステム連携機能 本人確認情報の連携、転出証明書情報等の市町村間の通知、個人番号の要求及び通知カードの送付先連携、文字同定 ⑤庁内連携機能 庁内の各システムで、住登者を基礎データとして利用するための、宛名システム、他システム等への連携 ⑥庁外連携機能 住基ネット、法務省等との庁外との各種通知情報の収受を行う 〈住基GWシステム〉 ①既存住基システム連携機能 本人確認情報の連携、転出証明書情報等の市区町村間の通知、個人番号の要求及び通知カードの送付先連携 ②住基ネット連携機能 本人確認情報、個人番号の要求及び通知カードの送付先の連携、転入通知、戸籍附票通知・転出証明書情報等市町村間の通知 ③法務省情報連携端末連携機能 法務省通知情報の取込及び市町村通知情報の作成を行う ④文字同定機能 住基ネットと既存住基システムとの文字同定や法務省情報連携端末との文字コード変換機能</p>	<p>事後</p>	
<p>平成30年1月31日</p>	<p>I-2-システム1 ③他のシステムとの接続</p>	<p>[○]情報提供ネットワークシステム [○]その他(法務省在留カード等発行システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、証明書コンビに交付システム)</p>	<p>[]情報提供ネットワークシステム [○]その他(番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、証明書コンビに交付システム)</p>	<p>事後</p>	
<p>平成30年1月31日</p>	<p>I-2-システム3 ③他のシステムとの接続</p>	<p>[]庁内連携システム [○]その他(中間サーバー)</p>	<p>[○]庁内連携システム [○]その他(自治体中間サーバー、既存業務システム)</p>	<p>事後</p>	

平成30年1月31日	I-2-システム4 ①システムの名称	中間サーバー	自治体中間サーバ	事後	
平成30年1月31日	I-2-システム4 ②システムの機能	④既存システム接続機能 中間サーバーと番号連携サーバとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 ⑦データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 ⑨職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能	④既存システム接続機能 番号連携サーバとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 ⑦データ送受信機能 情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 ⑨職員認証・権限管理機能 利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能	事後	
平成30年1月31日	I-2-システム4 ③他のシステムとの接続	[○]その他(番号連携サーバ)	[○]その他(番号連携サーバ(団体内部統合宛名システム))	事後	
平成30年1月31日	I-2-システム5 ③他のシステムとの接続	[]庁内連携システム []宛名システム等 []税務システム	[○]庁内連携システム [○]宛名システム等 [○]税務システム	事後	
平成30年1月31日	I-5 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 番号法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、111、112、113、114、116、117、120の項) (別表第2における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない。)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 番号法別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、111、112、113、114、116、119の項) (別表第2における情報照会の根拠) :なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない。)	事後	
平成30年1月31日	II-(1)-2 ④記録される項目 主な記録項目	業務関係情報 []その他()	業務関係情報 [○]その他(選挙関係情報)	事後	

平成30年1月31日	Ⅱ-(1)-2 ⑤保有開始日	平成27年7月予定	平成27年8月1日	事後	
平成30年1月31日	Ⅱ-(1)-3 ①入手元	[]評価実施機関内の他部署() [○]地方公共団体・地方独立行政法人(戸籍通知(住基法第9条第2項通知))	[○]評価実施機関内の他部署(保険事業室、高齢介護室、子どもを守る課、選挙管理委員会) [○]地方公共団体・地方独立行政法人(市町村)	事後	
平成30年1月31日	Ⅱ-(1)-3 ②入手方法	[]庁内連携システム	[○]庁内連携システム	事後	
平成30年1月31日	Ⅱ-(1)-4 再委託	再委託する	再委託しない	事後	
平成30年1月31日	Ⅱ-(1)-4 再委託 ⑤再委託先の許諾方法	業務委託契約書に規定する手続きに基づき、委託先からの再委託承認願を審査の上、再委託許諾を行う。		事後	
平成30年1月31日	Ⅱ-(1)-4 再委託 ⑥再委託事項	既存基システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリング、帳票印刷等のシステム運用作業及び職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等		事後	
平成30年1月31日	Ⅱ-(1)-5 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(55)件	[○]提供を行っている(57)件	事後	
平成30年1月31日	Ⅱ-(1)-5 ⑥提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []その他()	[○]情報提供ネットワークシステム [○]その他(庁内連携システム)	事後	
平成30年1月31日	Ⅱ-(1)-5 ⑥移転方法	[]庁内連携システム [○]専用線	[○]庁内連携システム []専用線	事後	
平成30年1月31日	Ⅱ-(1)-5 移転先1	別紙のとおり	平成27年10月5日	事後	
平成30年1月31日	Ⅱ-(2)-3 ⑥使用開始日	平成27年10月1日	平成27年10月5日	事後	
平成30年1月31日	Ⅱ-(2)-4 委託の有無	[委託する] (2件)	[委託する] (1件)	事後	
平成30年1月31日	Ⅱ-(2)-4 委託事項1 再委託 ④再委託の有無	再委託する	再委託しない	事後	
平成30年1月31日	Ⅱ-(2)-4 委託事項1 再委託 ⑤再委託先の許諾方法	業務委託契約書に規定する手続きに基づき、委託先からの再委託承認願を審査の上、再委託許諾を行う。		事後	

平成30年1月31日	Ⅱ-(2)-4 委託事項1 再委託 ⑥再委託事項	既存住基システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリング、帳票印刷等のシステム運用作業及び職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等		事後	
平成30年1月31日	Ⅱ-(2)-4 委託事項2	証明書コンビニ交付システムのサービス利用		事後	
平成30年1月31日	Ⅱ-(3)-2 ⑤保有開始日	平成27年7月予定月予定	平成27年10月5日	事後	
平成30年1月31日	Ⅱ-(3)-3 ②入手方法	[○]その他(既存住基システム)	[○]その他(既存住基システムから個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づいて委任する機構に対し、提供する(既存住基システム→市区町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	
平成30年1月31日	Ⅱ-(3)-3 ⑥使用開始日	平成27年10月1日	平成27年10月5日	事後	
平成30年1月31日	Ⅱ-(3)-4 再委託 ④再委託の有無	再委託する	再委託しない	事後	
平成30年1月31日	Ⅱ-(3)-4 再委託 ⑤再委託先の許諾方法	業務委託契約書に規定する手続きに基づき、委託先からの再委託承認願を審査の上、再委託許諾を行う。		事後	
平成30年1月31日	Ⅱ-(3)-4 再委託 ⑥再委託事項	既存住基システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリング、帳票印刷等のシステム運用作業及び職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等		事後	
平成30年1月31日	Ⅲ-(1)(2)(3)-5 ルール内容及びルール遵守の確認方法	番号法第3条第1項(基本理念)及び第8条(個人番号とすべき番号の生成)等の規定に基づき、厳格な運用を行う。なお、特定個人情報の提供・移転に係るルール(規定類)の詳細については、今後交付される省令等の内容を踏まえて策定することを予定している。	番号法第3条第1項(基本理念)及び第8条(個人番号とすべき番号の生成)等の規定に基づき、厳格な運用を行う。なお、特定個人情報の提供・移転に係るルール(規定類)の詳細については、省令等の内容を踏まえて策定済	事後	

平成31年3月15日	「Ⅰ 基本情報」の「5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携」の②法令上の根拠		(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、12条、13条、14条、16条、20条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、37条、38条、39条、40条、41条、43条、43条の3、43条の4、44条の2、45条、47条、48条、49条の2、50条、51条、53条、55条、56条、57条、58条、59条、59条の2、59条の3)(追加)	事後	
平成31年3月15日	「Ⅰ 基本情報」の「6. 評価実施機関における担当部署」の②所属長の役職名	林 幹雄	市民室長	事後	
令和2年7月3日	「Ⅰ 基本情報」の「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」の「システム2」の②システムの機能	④本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別及び生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	④本人確認情報検索 統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別及び生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	
令和2年7月3日	「Ⅰ 基本情報」の「4. 個人番号の利用」の法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) (略) 2 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点) (略)	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) (略) 2 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年法律第81号) (略)	事後	
令和2年7月3日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」の「(1)住民基本台帳ファイル」の「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の委任事項1	既存住基システム、住基GWの保守・運用	既存住基システム	事後	
令和2年7月3日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」の「(1)住民基本台帳ファイル」の「5. 特定個人情報の提供・移転」の「移転先1」の⑥移転方法	庁内連携システム、紙	庁内連携システム	事後	
令和2年7月3日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」の「(2)本人確認情報ファイル」の「3. 特定個人情報の入手・使用」の⑤使用方法	・4情報(氏名、住所、性別及び生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	・住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別及び生年月日)の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	事後	

令和2年7月3日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」の「(2) 本人確認情報ファイル」の「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」の「提供先2」の⑤提供する情報の対象となる本人の範囲		「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。	事後	
令和2年7月3日	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要」の「(3) 送付先情報ファイル」の「5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)」の提供・移転の有無	57件	1件	事後	
令和2年7月3日	「(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目」の(1) 住民基本台帳ファイル	(1) 住民基本台帳ファイル 1. 宛名番号、2. 住民票コード、3. 個人番号、4. 世帯番号、5. 氏名情報、6. 生年月日、7. 性別、8. 続柄、9. 住民となった年月日住民となった届出年月日、10. 住所を定めた事由、11. 住民区分(日本人、外国人)、12. 世帯主情報、13. 現住所情報、14. 住所を定めた年月日住所を定めた届出年月日、15. 前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報、16. 本籍・筆頭者情報、17. 備考欄履歴情報、18. 事実上の世帯主情報、19. 消除情報、20. 外国人住民となった年月日(外国人住民のみ)、21. 国籍(外国人住民のみ) 法30条45規定区分(外国人住民のみ) 在留カード等の番号(外国人住民のみ) 在留資格情報(外国人住民のみ)、22. 通称(外国人住民のみ) 通称の記載と削除に関する事項(外国人住民のみ)、23. 個別記載情報(国保資格情報、国民年金資格情報、児童手当資格情報、介護資格情報、後期高齢資格情報)、24. 転出予定者情報 除票住民票情報、25. 証明書発行履歴情報 異動履歴情報、26. 住基カード発行状況 個人番号カード等情報 在留カード等情報、27. 処理停止情報、28. 印鑑登録情報 印影情報 印鑑登録異動履歴 印鑑証明書発行履歴	(1) 住民基本台帳ファイル 1. 宛名番号、2. 住民票コード、3. 個人番号、4. 世帯番号、5. 氏名情報、6. 生年月日、7. 性別、8. 続柄、9. 住民となった年月日住民となった届出年月日、10. 住所を定めた事由、11. 住民区分(日本人、外国人)、12. 世帯主情報、13. 現住所情報、14. 住所を定めた年月日住所を定めた届出年月日、15. 前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報、16. 本籍・筆頭者情報、17. 備考欄履歴情報、18. 事実上の世帯主情報、19. 消除情報、20. 外国人住民となった年月日(外国人住民のみ)、21. 国籍(外国人住民のみ) 法30条45規定区分(外国人住民のみ) 在留カード等の番号(外国人住民のみ) 在留資格情報(外国人住民のみ)、22. 通称(外国人住民のみ) 通称の記載と削除に関する事項(外国人住民のみ)、23. 個別記載情報(国保資格情報、国民年金資格情報、児童手当資格情報、介護資格情報、後期高齢資格情報)、24. 転出予定者情報 除票住民票情報、25. 証明書発行履歴情報 異動履歴情報、26. 住基カード発行状況 個人番号カード等情報 在留カード等情報、27. 処理停止情報、28. 印鑑登録情報 印影情報 印鑑登録異動履歴 印鑑証明書発行履歴、29. 旧氏情報(旧氏カナ、旧氏漢字、ローマ字氏名)	事後	

<p>令和2年7月3日</p>	<p>「(別添1)特定個人情報ファイル記録項目」の(2)本人確認情報ファイル</p>	<p>1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ</p>	<p>1. 住民票コード、2. 漢字氏名、3. 外字数(氏名)、4. ふりがな氏名、5. 清音化かな氏名、6. 生年月日、7. 性別、8. 市町村コード、9. 大字・字コード、10. 郵便番号、11. 住所、12. 外字数(住所)、13. 個人番号、14. 住民となった日、15. 住所を定めた日、16. 届出の年月日、17. 市町村コード(転入前)、18. 転入前住所、19. 外字数(転入前住所)、20. 続柄、21. 異動事由、22. 異動年月日、23. 異動事由詳細、24. 旧住民票コード、25. 住民票コード使用年月日、26. 依頼管理番号、27. 操作者ID、28. 操作端末ID、29. 更新順番号、30. 異常時更新順番号、31. 更新禁止フラグ、32. 予定者フラグ、33. 排他フラグ、34. 外字フラグ、35. レコード状況フラグ、36. タイムスタンプ、37. 旧氏 漢字、38. 旧氏 ふりがな</p>	<p>事後</p>	
<p>令和2年7月3日</p>	<p>「(別添1)特定個人情報ファイル記録項目」の(3)送付先情報ファイル</p>	<p>1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン</p>	<p>1. 送付先管理番号、2. 送付先郵便番号、3. 送付先住所 漢字項目長、4. 送付先住所 漢字、5. 送付先住所 漢字外字数、6. 送付先氏名 漢字項目長、7. 送付先氏名 漢字、8. 送付先氏名 漢字 外字数、9. 市町村コード、10. 市町村名 項目長、11. 市町村名、12. 市町村郵便番号、13. 市町村住所 項目長、14. 市町村住所、15. 市町村住所 外字数、16. 市町村電話番号、17. 交付場所名 項目長、18. 交付場所名、19. 交付場所名 外字数、20. 交付場所郵便番号、21. 交付場所住所 項目長、22. 交付場所住所、23. 交付場所住所 外字数、24. 交付場所電話番号、25. カード送付場所名 項目長、26. カード送付場所名、27. カード送付場所名 外字数、28. カード送付場所郵便番号、29. カード送付場所住所 項目長、30. カード送付場所住所、31. カード送付場所住所 外字数、32. カード送付場所電話番号、33. 対象となる人数、34. 処理年月日、35. 操作者ID、36. 操作端末ID、37. 印刷区分、38. 住民票コード、39. 氏名 漢字項目長、40. 氏名 漢字、41. 氏名 漢字外字数、42. 氏名 かな項目長、43. 氏名 かな、44. 郵便番号、45. 住所 項目長、46. 住所、47. 住所 外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名 項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所 項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン、62. ローマ字 氏名、63. ローマ字 氏名更新フラグ</p>	<p>事後</p>	

令和2年7月3日	「皿リスク対策」の「(3) 送付先情報ファイル」の「3. 特定個人情報の使用」のリスクに対する措置の内容	2事務で使用するその他のシステムにおける措置 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと住基ネットCS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。なお、住基ネットCSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、住基ネットCSCSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限等)を講じる。	2事務で使用するその他のシステムにおける措置 庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住基システムに限定しており、また、既存住基システムと住基ネットCS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。なお、住基ネットCSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、住基ネットCSが設置されたセグメントにあるネットワーク機器には権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策(物理的なアクセス制限等)を講じる。	事後	
令和2年7月3日	「皿リスク対策」の「(3) 送付先情報ファイル」の「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の再委任先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	十分に行っている	再委託していない	事後	
令和2年7月3日	「皿リスク対策」の「(3) 送付先情報ファイル」の「4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託」の「再委任先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保」の具体的な方法	委託先と同等のリスク対策を実施する		事後	
令和2年7月3日	「皿リスク対策」の「(3) 送付先情報ファイル」の「7. 特定個人情報の保管・消去」の特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する処置	1特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成/連携することとしており、システム上、連携後速やか(1営業日後)に削除する仕組みとする。また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、寝屋川市では保管しない。	1特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 本特定個人情報ファイル(送付先情報ファイル)は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成/連携することとしており、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、寝屋川市では保管しない。	事後	
令和2年7月3日	IV 1 ①請求先		072-825-2195	事後	
令和2年7月3日	IV 2 ①連絡先	市民生活部市民室市民課	市民サービス部戸籍・住基担当 072-825-2215	事後	
令和2年7月3日	II (1) 2 ⑥	市民生活部市民室市民課	市民サービス部戸籍・住基担当	事後	
令和2年7月3日	II (1) 3 ④使用部署	市民生活部市民室市民課	市民サービス部戸籍・住基担当	事後	
令和2年7月3日	I 6 ①	市民生活部市民室市民課	市民サービス部戸籍・住基担当	事後	

令和2年7月3日	I 6②	市民室長	市民サービス部課長(戸籍・住基担当)	事後	
令和2年7月3日	II (2)2⑥	市民生活部市民室市民課	市民サービス部戸籍・住基担当	事後	
令和2年7月3日	II (2)3④使用部署	市民生活部市民室市民課	市民サービス部戸籍・住基担当	事後	
令和2年7月3日	II (3)2⑥	市民生活部市民室市民課	市民サービス部戸籍・住基担当	事後	
令和2年7月3日	II (3)3④使用部署	市民生活部市民室市民課	市民サービス部戸籍・住基担当	事後	
令和3年12月24日	I 2 システム1 ②システムの機能	<p><既存住基システム></p> <p>(略)</p> <p>④住基GWシステム連携機能 本人確認情報の連携、転出証明書情報等の市町村間の通知、個人番号の要求及び通知カードの送付先連携、文字同定</p> <p>(略)</p> <p><住基GWシステム></p> <p>①既存住基システム連携機能 本人確認情報の連携、転出証明書情報等の市町村間の通知、個人番号の要求及び通知カードの送付先連携</p> <p>②住基ネット連携機能 本人確認情報、個人番号の要求及び通知カードの送付先の連携、転入通知・戸籍附票通知・転出証明書情報等の市町村間の通知</p> <p>(略)</p>	<p><既存住基システム></p> <p>(略)</p> <p>④住基GWシステム連携機能 本人確認情報の連携、転出証明書情報等の市町村間の通知、個人番号の要求及び個人番号通知書の送付先連携、文字同定</p> <p>(略)</p> <p><住基GWシステム></p> <p>①既存住基システム連携機能 本人確認情報の連携、転出証明書情報等の市町村間の通知、個人番号の要求及び個人番号通知書の送付先連携</p> <p>②住基ネット連携機能 本人確認情報、個人番号の要求及び個人番号通知書の送付先の連携、転入通知・戸籍附票通知・転出証明書情報等の市町村間の通知</p> <p>(略)</p>	事後	特定個人情報保護評価指針(令和3年9月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年12月24日	I 2 システム2 ②システムの機能	<p>(略)</p> <p>⑦送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置及び管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>⑦送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置及び管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p> <p>(略)</p>	事後	特定個人情報保護評価指針(令和3年9月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。

<p>令和3年12月24日</p>	<p>I 5 ②法令上の根拠</p>	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2</p> <p>番号法別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項) (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、12条、13条、14条、16条、20条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、37条、38条、39条、40条、41条、43条、43条の3、43条の4、44条の2、45条、47条、48条、49条の2、50条、51条、53条、55条、56条、57条、58条、59条、59条の2、59条の3)</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) :第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)</p> <p>(略)</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価指針(令和3年9月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更当たらないため。</p>
<p>令和3年12月24日</p>	<p>II (1)住民基本台帳ファイル 3⑤使用方法</p>	<p>1 住民基本台帳への個人番号の記載及び住民票の写しなどの証明書への個人番号の記載 2 本人への個人番号の通知(通知カードを発行する機構への情報連携) 3 再転入時等の同一人であることの識別キーとしての利用 4 住民基本台帳ネットワークへの本人確認情報の連携、転出証明書情報などの市町村の通知、個人番号の要求、通知カード情報の送付 5 番号法第9条に基づく個人番号の利用</p>	<p>1 住民基本台帳への個人番号の記載及び住民票の写しなどの証明書への個人番号の記載 2 本人への個人番号の通知(個人番号通知書を発行する機構への情報連携) 3 再転入時等の同一人であることの識別キーとしての利用 4 住民基本台帳ネットワークへの本人確認情報の連携、転出証明書情報などの市町村の通知、個人番号の要求、個人番号通知書情報の送付 5 番号法第9条に基づく個人番号の利用</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価指針(令和3年9月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更当たらないため。</p>
<p>令和3年12月24日</p>	<p>II (3)送付先情報ファイル 2③対象となる本人の範囲 その必要性</p>	<p>番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、併せて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 寝屋川市は、法令に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。</p>	<p>番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にとっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。</p>	<p>事後</p>	<p>特定個人情報保護評価指針(令和3年9月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更当たらないため。</p>

令和3年12月24日	Ⅱ(3)送付先情報ファイル 2④記録される項目 主な記録項目	通知カード及び交付申請書の送付先情報	個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報	事後	特定個人情報保護評価指針 (令和3年9月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更 に当たらないため。
令和3年12月24日	Ⅱ(3)送付先情報ファイル 2④記録される項目 その妥当性	(略) 2その他(通知カード及び交付申請書の送付先 の情報) 機構に対し、法令に基づき通知カード及び交 付申請書の印刷、送付並びに個人番号カード の発行を委任するために、個人番号カードの券 面記載事項のほか、通知カード及び交付申請 書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	(略) 2その他(個人番号通知書及び交付申請書の 送付先の情報) 機構に対し、法令に基づき個人番号通知書及 び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号 カードの発行を機構が行うために、個人番号 カードの券面記載事項のほか、個人番号通知 書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録 する必要がある。	事後	特定個人情報保護評価指針 (令和3年9月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更 に当たらないため。
令和3年12月24日	Ⅱ(3)送付先情報ファイル 3②入手方法	既存住基システムから個人番号の通知対象 者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書 等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づい て委任する機構に対し、提供する(既存住基シ ステム→市区町村CS又は電子記録媒体→個人 番号カード管理システム(機構))。	既存住基システムから個人番号の通知対象 者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付 申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に 基づいて委任する機構に対し、提供する(既存 住基システム→市区町村CS又は電子記録媒 体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	特定個人情報保護評価指針 (令和3年9月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更 に当たらないため。
令和3年12月24日	Ⅱ(3)送付先情報ファイル 3③使用目的	法令に基づく委任を受けて通知カード及び交 付申請書の印刷、送付並びに個人番号カード の発行を行う機構に対し、通知カード及び交付 申請書の送付先情報を提供するため。	法令に基づき個人番号通知書及び交付申請 書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を 行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申 請書の送付先情報を提供するため。	事後	特定個人情報保護評価指針 (令和3年9月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更 に当たらないため。
令和3年12月24日	Ⅱ(3)送付先情報ファイル 3⑤使用方法	既存住基システムから個人番号の通知対象 者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書 等の印刷及び送付に係る事務を法令に基づい て委任する機構に対し、提供する(既存住基シ ステム→市区町村CS又は電子記録媒体→個人 番号カード管理システム(機構))。	既存住基システムから個人番号の通知対象 者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付 申請書等の印刷及び送付に係る事務を法令に 基づいて委任する機構に対し、提供する(既存 住基システム→市区町村CS又は電子記録媒 体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	特定個人情報保護評価指針 (令和3年9月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更 に当たらないため。
令和3年12月24日	Ⅱ(3)送付先情報ファイル 5提供先1 ①法令上の根拠	総務省令に記載予定	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通 知書及び個人番号カードに関し機構が処理する 事務)	事後	特定個人情報保護評価指針 (令和3年9月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更 に当たらないため。
令和3年12月24日	Ⅱ(3)送付先情報ファイル 5提供先1 ②提供先における用途	行政手続きにおける特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律の規定による 通知カード及び個人番号カード並びに情報提供 ネットワークシステムによる特定個人情報の提 供等に関する政省令第35条	市区町村からの法令に基づく委任を受け、個 人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付 する。	事後	特定個人情報保護評価指針 (令和3年9月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更 に当たらないため。

令和3年12月24日	Ⅱ(3)送付先情報ファイル 5提供先1 ③提供する情報	市区町村からの法令に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	「2. ④記録される項目」と同上。	事後	特定個人情報保護評価指針(令和3年9月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年12月24日	Ⅱ(3)送付先情報ファイル 5提供先1 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	別紙のとおり	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。	事後	特定個人情報保護評価指針(令和3年9月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年12月24日	Ⅱ(3)送付先情報ファイル 5提供先1 ⑦時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する(以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する)。	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。	事後	特定個人情報保護評価指針(令和3年9月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年12月24日	I 2 システム2 ③他のシステムとの接続	[○] 宛名システム等	[] 宛名システム等	事後	特定個人情報保護評価指針(令和3年9月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年12月24日	I 2 システム3 ③他のシステムとの接続	[○] 宛名システム等	[] 宛名システム等	事後	特定個人情報保護評価指針(令和3年9月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年12月24日	Ⅱ(1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	[○] 評価実施機関内の他部署 保険事業室、高齢介護室、子どもを守る課、選挙管理委員会	[] 評価実施機関内の他部署	事後	特定個人情報保護評価指針(令和3年9月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年12月24日	Ⅱ(1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	[○] 提供を行っている(57)件 [○] 移転を行っている(50)件	[○] 提供を行っている(59)件 [○] 移転を行っている(51)件	事後	特定個人情報保護評価指針(令和3年9月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年12月24日	Ⅱ(1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1	別紙提供先一覧	※番号法第19条第7号別表第2の下記項番号分を修正 21を削除 97、107、117を追加。	事後	特定個人情報保護評価指針(令和3年9月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年12月24日	Ⅱ(1)住民基本台帳ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 移転先1	別紙移転先一覧	※機構改革に伴い、移転先を現在の担当課名に修正	事後	特定個人情報保護評価指針(令和3年9月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。

令和3年12月24日	Ⅲ(1)住民基本台帳ファイル4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 ・具体的な方法	・十分に行っている ・委託先と同等のリスク対策を実施する	・再委託していない ・(空欄)	事後	特定個人情報保護評価指針(令和3年9月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年12月24日	Ⅲ(1)住民基本台帳ファイル6情報提供ネットワークシステムとの接続リスクに対する措置の内容	(略) (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (略)	(略) (※2)番号法の規則に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (略)	事後	特定個人情報保護評価指針(令和3年9月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年12月24日	Ⅲ(1)住民基本台帳ファイル8監査	【】内部監査	【○】内部監査	事後	特定個人情報保護評価指針(令和3年9月2日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年12月24日	Ⅲ(2)本人確認情報ファイル4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保 ・具体的な方法	・十分に行っている ・委託先と同等のリスク対策を実施する	・再委託していない ・(空欄)	事後	特定個人情報保護評価指針(令和3年9月1日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
令和3年12月24日	Ⅲ(2)本人確認情報ファイル8監査	【】内部監査	【○】内部監査	事後	特定個人情報保護評価指針(令和3年9月2日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。
令和5年9月21日	Ⅲ(3)送付先情報ファイル2リスクに対する措置の内容	総務省告示第334号(第6-7 本人確認情報の通知及び記録)等	総務省告示第334号(第6-6 本人確認情報の通知及び記録)等	事後	軽微修正
令和5年9月21日	I-2システム2 ②システムの機能	3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。	3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う(一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。)	事後	特定個人情報保護評価指針(令和3年9月2日個人情報保護委員会)に定める重要な変更にあたらないため。